

基安化発 0403 第 1 号
平成 29 年 4 月 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] の策定について

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(技術上の指針公示第 21 号。以下「石綿指針」という。) については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルによりその具体的留意事項を示し、周知啓発を図っているところであるが、今般、同マニュアルについて下記を要点とする改訂を行い、2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載した。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

地方公共団体を含め、発注者、事業者、建築物貸与者及び解体工事業者など管内への周知を図るとともに、本マニュアルの内容も踏まえ、引き続き、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の推進を図られたい。

なお、建築物等の解体等の作業について別添 1 のとおり、建築物等における業務について別添 2 及び別添 3 のとおり、関係団体あて通知したので申し添える。

記

1 建築物等の解体等の作業への対応

建築物等の解体等の作業への対応として、主として次の改訂を行ったこと。

- ・いわゆる建材のレベル分類の趣旨の追記(石綿指針 2-1-1 の項)
- ・建築用仕上塗材に関する記載の追加(石綿指針 2-1-2 の項の具体的留意事項 25 及び〈事前調査の具体的手順の例〉6 の(2)、付録 III、付録 XI ほか)
- ・成形板の破碎防止のための記載の充実(石綿指針 2-3 の項の具体的留意事項 2)

- ・中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加（石綿指針2－2－1（5）（6）の項）
- ・事前調査に関する記載の整理・充実（石綿指針2－1－2の項ほか）

2 労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務への対応
事業者又は建築物貸与者が、建築物等で就業する労働者の石綿ばく露防止のために講じる措置について、主要な事項を整理して一覧にしたこと。（石綿指針3の項）

3 発注者が理解すべき事項等

上記1及び2が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者が理解すべき事項等について、主要な事項を整理して一覧にしたこと。（石綿指針2－1－1の項）

なお、1の3点目（成形板）に関して、第16回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、成形板を原形の大きさのまま梱包できるフレキシブルコンテナバックは通常のフレコンの場合よりも費用と工期を要するため、発注者向けの働きかけも必要であると専門家意見があったので、発注者に対する説明に当たって留意されたい。

(参考) 改訂の概要

石綿指針	具体的留意事項の改訂点
はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭柱書き第2段落は、石綿指針2-1-1の項に移動した。 ・9の第1段落は、重複を排除するため、石綿指針2-2-1(3)の項を参照するよう修正した。 ・石綿指針1-2で定義していない用語は、本項目から削除するため、9.の第2段落、10~13は、石綿指針2-2-1(3)(4)の項に移動した。 ・14は、石綿指針の解説として不要であるため、省略した。
2-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として、分かりやすい形に構成を見直し小見出し《》を付すなど、体系的に整理した。具体的には、1で通知の必要性、2で対象書類、3で伝え方の留意事項、4~6で伝え方の留意事項のうち個別具体的なケースを記載する形で整理した。 ・新1の第1段落は、旧2の第1段落であるが、把握している場合の取扱いが明示されていなかったため、「把握していない場合には」を「把握している場合にも」に修正し、明確化を図った。総務省勧告において発注者が「石綿なし」とのみ伝えて着工した結果、石綿を把握漏れした事案が指摘されていることを踏まえ、これまで周知してきた注意事項を改めて第2~3段落に明記した。 第4~6段落は、いわゆる建材レベルの趣旨の不理解が見られるため、表1.1や表1.2とともに、解説を新たに追加したものである。 ・新2は、旧6である。分かりやすいよう、箇条書きにしつつ、記述を簡素化した。また、新3~5との関連性を明らかにするため、4ポツ目を追記した。 ・新3は、旧1である。分かりやすいよう、箇条書きにしつつ、記述を簡素化した。 ・新4~6は、旧3~5である。新4を箇条書きにして第2段落を追加するなど、分かりやすくするための記載の修正などを行った。 ・新7は、旧2の第2段落を改め、記載を充実したものである。 ・新8は、旧8である。 ・9を追加した。 ・発注機関が容易に全体像を理解できるよう、《発注時の参考事項》として、10~17を追加した。10~15と16の第1段落は、他の項の記載を発注者向けに分かりやすく概要として再掲したもの

	<p>のである。16 の第 2 段落は石綿指針 1 – 1 の項の旧冒頭第 2 段落後段の内容を移動してきたものである。17 は、新たに追加した内容である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、文言の適正化を行った。 ・以上に伴う等し、「関係通達・参考図書」を更新した。
2 – 1 – 2	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として、分かりやすい形に構成を見直し、テーマごとに総論・各論を対応した形で併記しつつ、小見出し《》を付すなど、体系的に整理した。 ・新 1 は、新たに追加した。新 2 の位置づけを明確化するため、その前段として明記したもの。 ・新 2 の第 1 段落は、旧 1 0 である。総務省勧告の事例を踏まえ、第 2 段落を追加し、解説の充実を図った。 ・新 3 は、旧 1 5 である。 ・新 4 の第 2 文は、旧 7 の第 6 段落である。それに対応した総論として、第 1 文を追加した。 ・新 5 は、旧 2 である。第 1 段落の記述を簡素化するとともに、第 2 ~ 3 段落を追加し、記載の充実を図った。 ・新 6 の第 2 ~ 3 文は、旧 1 である。それに対応した総論として、第 1 文を追加した。 ・総務省勧告の事例を踏まえ、7 を追加した。 ・新 8 は、旧 6 の第 1 段落である。なお、旧 6 の第 1 段落の後段は、他と重複するため記述を省略した。 ・新 9 は、旧 8 である。なお、目視で判断できることは無いため、「堆積物に石綿が含まれるかどうか目視では判断ができない場合には」は削除し、趣旨の明確化と記述の簡素化を図った。 ・10 は、検討会での意見を踏まえ、新たに追加した。 ・11 は、総務省勧告を踏まえ、新たに追加した。 ・12 の第 1 段落は、石綿指針 2 – 5 – 2 の項の具体的留意事項 7 の第 3 段落から移動したものである。また、総務省勧告も踏まえ、第 2 段落を追加し、記載の充実を図った。 ・新 13 と 14 は、旧 9 をベースに記載を充実した。 ・新 15 は、これまで書面調査の概括的・総論的記述がなかつたため、記載の充実を図るため、追加した。 ・新 16 は、旧 3 の第 1 文である。第 2 段落を追加して記載を充実するとともに、文言を修正した。 ・新 17 は、旧 4 である。文言を修正するとともに、第 3 文を追加した。 ・新 18 は、旧 11 である。 ・新 19 は、記載を充実するため、新たに追加した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新 20 は、旧 4 の第 5 段落と第 7 段落である。文言を修正した。 ・新 21 は、石綿指針 2－1－3 の項の具体的留意事項の旧 5 (4) である。旧記述「今後の事前調査の有効な手段として注目されている」について、地方公共団体等で活用が進んでいることを踏まえ、内容を更新した。 ・新 22 は、石綿建材に関する総論的記述がなかったため、新たに追加した。 ・新 23 は、旧 4 の第 3, 4, 6 段落である。それに、第 1 段落の 2 文目として、旧 3 の第 2 文を追加した。その他、重複する記述や冗長な記述を簡素化する等、文言の修正を行った。 ・新 24 は、旧 7 である。第 1 段落後段、第 5 段落末尾、第 6 段落など、他と重複する記述等を省略した。 ・新 25 は、新たに追加した。 ・新 26 は、旧 4 の第 8, 9 段落である。付録 VI (旧付録 V) の更新に伴い、表現を修正した。 ・新 27 は、旧 12 である。報告を徹底するため、第 1 文の語尾「が望ましい」を削除した。 ・新 28 は、総務省勧告も踏まえ、新たに追加した。 ・新 29 は、旧 6 の第 3 段落である。なお、旧 6 の第 2 段落は、新 22 の第 2 段落に煙突を明示したことに伴い、省略した。 ・新 30 は、旧 14 であり、修正は無い。 ・新 31 は、旧 16 であり、修正は無い。 ・「関係通達・参考図書」として、最後に「目で見るアスベスト建材」を追加した。
2－1－2 <事前調査の具体的手順の例>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号の振り方を改めた ((1)→1、①→(1)など)。 ・解体等事前調査とそれ以外の調査の目的や内容の違いについて十分に理解されていない事例も見られることから、2 (2)の最後に、本手順例は、石綿則第 3 条の調査を念頭に置いている旨明記した。 ・1 と 2 について、その他文言を修正した。 ・5 の最後に、同一の材料か否か判断を行うべきことを明記した。 ・6 の柱書きにおいて、試料採取は、石綿指針 2－1－3 の項やアスベスト分析マニュアルにも留意事項が記載されている旨追記した。その他、文言を修正し、文意を明確化した。 ・6 (1)について、保護帽、安全帯、ホワイトボード、ウェットティッシュを例示として追加した。採取のための用具は建材の種類によって適するものは様々であることから、「採取用皮スキまたはスクレーパー」について例示を削除し、単に「採取対象の材料に適したもの」と修正した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・6(2)について、「吹付け材」、「成形板等」について、文言を修正するとともに、鋭利な道具で切り抜くように採取することを加筆した。図-3の写真的うち左と真ん中のものを改めた。「仕上塗材等」を追加した。 ・6(3)は、全体として、文意が明確になるよう、表現を修正した。 ・「建築物石綿含有建材調査結果報告例」は、15を追加し、19の()を追加した(石綿指針2-1-2の具体的留意事項の7, 11, 17の修正に対応した加筆)。
2-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・2の第2段落を、最新の情報にするため、全部修正した。なお、日本環境測定分析協会の技能試験について新たに追記した。 ・4に、(5)を追加した。 ・5について、柱書き第2段落を追加した。(1)と(2)を、最新の情報にするため、全部修正した。 ・旧5(4)は、上述の通り、石綿指針2-1-2の項に移動した。 ・新6は、旧5(5)と旧6を統合したものである。
2-1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿指針の構成を踏まえ並び替え、小見出し『』を付した。 新1 ← 旧3 新2 ← 旧1, 2 新3 ← 旧4 新4 ← 旧5 ・新2と新3は、法令上の根拠が分かりやすくなるよう、全部修正した。
2-2-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・新1は、石綿指針1の項から移動したものである。
2-2-1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・新1は、石綿指針1の項から移動したものである。
2-2-1(3)(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・新1～3は、石綿指針1の項から移動したものである。 ・図16について、気流の方向と逆にたなびいているシートがあつたため、差し替えた。
2-2-1(5)(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・2について、従前の内容は、主として煙突解体時やウォータージェット工法を想定したものであったため、これの趣旨を明確化するとともに内容を充実するため、①(従前の内容)と、②(新規に掲載)に区分して記載しつつ、参考図①と②を追加した。
2-2-2	<ul style="list-style-type: none"> ・1の(1)～(6)(旧(1)～(5))について、初期濃度、漏洩監視用基準濃度など用語の整理のほか、点検手順について所要の修正を行った。
2-2-3	改訂なし
2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・1の第3段落と写真を追加。

	<ul style="list-style-type: none"> ・5を追加。
2－4	<ul style="list-style-type: none"> 「関係通達・参考図書」として、3点目に厚生労働省マニュアルを追加した。
2－5－1	改訂なし
2－5－2	<ul style="list-style-type: none"> 建築改修工事監理指針が法令基準かのように誤解されている事例も見られるため、6等からこれを削除した。
2－5－3	<ul style="list-style-type: none"> ・3を追加した。
2－5－4	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿指針の構成に並び替え、小見出し《》を付した。 ・5を追加した。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・小見出し《》を付したほか、2以降を追加した。 ・「関係通達・参考図書」として、2点目以降を追加した。
付録I	<ul style="list-style-type: none"> ・旧5(2)について、本文と重複しているため、省略した。 ・図I－2について、石綿を含んでいない図であるにも関わらず、石綿を含んでないと誤解されることを避けるため、削除した。
付録II	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすいよう構成を見直し、小見出し《》を付した。 ・新2は、旧5である。 ・新3は、旧10である。P.105の8ポツ目は、「ビニール」を「プラスチックシート」に修正。P.105の最後のポツ～p.106の2ポツ目までは、それぞれ箇条書きとして独立。p.106の3ポツ目(けい酸カルシウム板第二種～)は、新規に追加。P.106の4ポツ目(外壁など～)と5ポツ目(煙突用断熱材の～)は、旧8である(文言は一部修正)。 ・p.106のなお書きは、文言を一部修正。 ・新5は、旧6である。 ・新6は、旧7である。 ・新7は、旧2である。 ・新8は、旧3である。 ・<参考事例>は、記述を簡素化した。
付録III	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加した。
付録IV	<ul style="list-style-type: none"> ・旧付録IIIについて、最新の様式に差し替えた。
付録V～X	修正無し(旧付録IV～IX)
付録XI、XII	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに追加した。

基安化発 0403 第 2 号
平成 29 年 4 月 3 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止措置については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）や厚生労働大臣指針を定め、平成 26 年 4 月 23 日付け基発 0423 第 8 号「石綿障害予防規則の改正及び労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の制定について」等によりその適切かつ有効な実施について周知徹底を図ってきたところです。

今般、石綿ばく露防止を一層徹底するため、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを改訂し、その 2.10 版を厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしました。

つきましては、下記に示します改訂の要点とともに、建築物等の解体等の作業を行う関係事業場等への周知を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 いわゆる建材のレベル分類の趣旨

いわゆるレベルの分類は、あくまで発じん性の 1 つの目安に過ぎず、作業方法など他の要素により実際の発じんの程度は大きく変わることを明示したこと。（石綿指針 2-1-1 の項の具体的留意事項 1）

建材のレベルにかかわらず、石綿則において様々な措置が義務付けられていることを明示したこと。（同上）

2 建築用仕上塗材に関する記載の追加

建築用仕上塗材の試料採取や、除去等作業時のばく露防止対策に関する技

術的事項について示したこと。(石綿指針2－1－2の項の具体的留意事項25及び〈事前調査の具体的手順の例〉6の(2)、付録III、付録XIほか)

3 成形板の破碎防止のための記載の充実

成形板については、従前から原則して切断・破碎をしない旨明示してきたが、その実効を期するため、定尺(0.9×1.8メートル)又は長尺(0.9×2.7メートル)の成形板について、それを梱包できる大きさのフレキスブルコンテナーバックを使用すべきことを明示したこと。(石綿指針2－3の項の具体的留意事項の1ほか)

4 中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載の追加

中・低層棟建築物等の解体等を行う場合の隔離・負圧に関する記載を追加したこと。(石綿指針2－2－1(5)(6)の項の具体的留意事項の2)

5 その他

事前調査に関する記載の整理・充実を行うなど、所要の改正を行ったこと。(石綿指針2－1－2の項ほか)

【参考】石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルの掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」

別記

1 安全衛生団体等

- 独立行政法人 労働者健康安全機構
- 公益社団法人 日本作業環境測定協会
- 公益社団法人 日本保安用品協会
- 公益社団法人 産業安全技術協会
- 公益社団法人 全国労働衛生団体連合会
- 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会
- 公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

2 労働災害防止団体

- 中央労働災害防止協会
- 建設業労働災害防止協会

3 建設業関連団体

- 一般社団法人 日本建設業連合会
- 一般社団法人 全国建設業協会
- 公益社団法人 全国解体工事業団体連合会
- 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
- 一般社団法人 中小建築工事業団体連合会
- 一般社団法人 住宅生産団体連合会
- 建設廃棄物協同組合
- 住宅リフォーム推進協議会
- 建設労務安全研究会

4 その他

- 一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
- 一般社団法人 J A T I 協会
- 一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
- 全国アスベスト適正処理協議会

基安化発 0403 第3号
平成 29 年 4 月 3 日

別記団体の長

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

わが国において過去に輸入した石綿の多くが建材として使用され、現在も、これらの石綿を含む建材を使用した建築物・工作物が多くあります。

こうした中、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、これまでに関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

しかしながら、石綿建材を把握して以降、長期間にわたって損傷劣化状況を点検していないような事例等もみられているところです。

つきましては、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、下記事項の実施について、貴会会員等関係事業場に対して周知徹底いただきまますようお願ひいたします。

なお、下記に関する具体的な注意点については、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] を厚生労働省ウェブサイトに掲載しており、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(技術上の指針公示第 21 号) の 2-1-1 及び 3 の具体的留意事項として同マニュアルに示しておりますので申し添えます。

記

1 石綿の必要な除去等措置の実施

事業者又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第34条の建築物貸与者は、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止のため、石綿建材の使用状況を把握し、その損傷劣化状況について必要な頻度で点検を行い、建材の損傷劣化状況等を踏まえ、建築物の使用予定年数等に応じて必要な除去等を順次実施していくこと。

2 除去等措置の適切な選択等

除去等の措置に当たっては、除去、封じ込め又は囲い込みのうち、状況に応じた適切な措置を選択するとともに、措置が所期の目的を果たすよう適切な方法で行うこと。

3 適切な発注の実施

能力のある業者に発注する等により、上記1及び2の措置の適切な実施の確保に努めること。

4 その他

今後も利用を継続する建築物に対する調査は、解体時の事前調査と目的・内容が異なることに留意すること。

また、建築物等を解体する際には、石綿則に基づき、改めて施工者は建築物等の石綿の使用の有無に関する事前調査を行う必要があるので留意すること。

【参考】「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の掲載ページ

「石綿障害予防規則など関係法令について | 厚生労働省」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/jigyo/ryuujikou/index.html

検索キーワード：「石綿障害予防規則 関係法令」

別記

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| アクリル酸エステル工業会 | 一般社団法人 JATI 協会 |
| ECP 協会 | 一般社団法人住宅生産団体連合会 |
| 板硝子協会 | 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会 |
| 一般財団法人FA財団 | 一般社団法人潤滑油協会 |
| 一般財団法人エンジニアリング協会 | 一般社団法人新金属協会 |
| 一般財団法人化学物質評価研究機構 | 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 |
| 一般財団法人建設業振興基金 | 一般社団法人セメント協会 |
| 一般財団法人首都高速道路協会 | 一般社団法人全国LPガス協会 |
| 一般財団法人食品産業センター | 一般社団法人全国クレーン建設業協会 |
| 一般財団法人製造科学技術センター | 一般社団法人全国警備業協会 |
| 一般財団法人石炭エネルギーセンター | 一般社団法人全国建設業協会 |
| 一般財団法人先端加工機械技術振興協会 | 一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会 |
| 一般財団法人大日本蚕糸会 | 一般社団法人全国石油協会 |
| 一般財団法人日本カメラ財団 | 一般社団法人全国中小建設業協会 |
| 一般財団法人日本軸受検査協会 | 一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会 |
| 一般財団法人日本船舶技術研究協会 | 一般社団法人全国中小貿易業連盟 |
| 一般財団法人日本陶業連盟 | 一般社団法人全国鐵構工業協会 |
| 一般財団法人日本皮革研究所 | 一般社団法人全国登録教習機関協会 |
| 一般財団法人日本溶接技術センター | 一般社団法人全国防水工事業協会 |
| 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター | 一般社団法人全国木質セメント板工業会 |
| 一般財団法人マイクロマシンセンター | 一般社団法人全日本建築士会 |
| 一般社団法人日本在外企業協会 | 一般社団法人全日本航空事業連合会 |
| 一般社団法人アルコール協会 | 一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会 |
| 一般社団法人海洋水産システム協会 | 一般社団法人送電線建設技術研究会 |
| 一般社団法人仮設工業会 | 一般社団法人ソーラーシステム振興協会 |
| 一般社団法人家庭電気文化会 | 一般社団法人大日本水産会 |
| 一般社団法人カメラ映像機器工業会 | 一般社団法人電気協同研究会 |
| 一般社団法人火力原子力発電技術協会 | 一般社団法人電気設備学会 |
| 一般社団法人強化プラスチック協会 | 一般社団法人電気通信協会 |
| 一般社団法人軽仮設リース業協会 | 一般社団法人電子情報技術産業協会 |
| 一般社団法人軽金属製品協会 | 一般社団法人電池工業会 |
| 一般社団法人建設産業専門団体連合会 | 一般社団法人電力土木技術協会 |
| 一般社団法人合板仮設材安全技術協会 | 一般社団法人日本電設工業協会 |
| 一般社団法人コンクリートポール・パイプ協会 | 一般社団法人日本アスファルト合材協会 |
| 一般社団法人産業環境管理協会 | 一般社団法人日本アスファルト乳剤協会 |
| 一般社団法人色材協会 | 一般社団法人日本ミューズメントマシン協会 |
| 一般社団法人自転車協会 | 一般社団法人日本アルミニウム協会 |

- 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
一般社団法人日本医療機器工業会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本印刷産業機械工業会
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
一般社団法人日本エレベータ協会
一般社団法人日本オーディオ協会
一般社団法人日本陸用内燃機関協会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本科学機器協会
一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本科学飼料協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
一般社団法人日本ガス協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本機械工業連合会
一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本絹人纖織物工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本金属屋根協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本経済団体連合会
一般社団法人日本計量機器工業連合会
一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本建設機械工業会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本工作機械工業会
一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本コミュニティガス協会
一般社団法人日本ゴム工業会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
一般社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車車体工業会
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動車部品工業会
一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本自動販売機工業会
一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本照明工業会
一般社団法人日本食品機械工業会
一般社団法人日本食品添加物協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本纖維機械協会
一般社団法人日本染色協会
一般社団法人日本船舶電装協会

- 一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本中小型造船工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本鋳造協会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄道車輌工業会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電機工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本動力協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本鳶工業連合会
一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本舶用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本皮革産業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本ビルディング協会連合会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ベアリング工業会
一般社団法人日本べつ甲協会
一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本芳香族工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会
一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本獣用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会

一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
一般社団法人日本ロボット工業会	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
一般社団法人日本綿業俱楽部	公益社団法人全国労働衛生団体連合会
一般社団法人農業電化協会	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会	公益社団法人全日本トラック協会
一般社団法人不動産協会	公益社団法人全日本ネオン協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会	公益社団法人全日本病院協会
一般社団法人プレハブ建築協会	公益社団法人全日本不動産協会
一般社団法人林業機械化協会	公益社団法人日本医師会
印刷インキ工業連合会	公益社団法人日本煙火協会
印刷工業会	公益財団法人日本化学会 環境・安全推進委員会
ウレタン原料工業会	公益社団法人日本建築家協会
ウレタンフォーム工業会	公益社団法人日本建築士会連合会
エポキシ樹脂工業会	公益社団法人日本作業環境測定協会
塩ビ工業・環境協会	公益社団法人日本歯科医師会
欧州ビジネス協会医療機器委員会	公益社団法人日本歯科技工士会
押出発泡ポリスチレン工業会	公益社団法人日本精神科病院協会
カーボンブラック協会	公益社団法人日本セラミックス協会
化成品工業協会	公益社団法人日本洗浄技能開発協会
可塑剤工業会	公益社団法人日本電気技術者協会
硝子繊維協会	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
関西化学工業協会	公益社団法人日本保安用品協会
吸水性樹脂工業会	公益社団法人日本ボウリング場協会
協同組合資材連	公益社団法人日本木材保存協会
協同組合日本製パン製菓機械工業会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
クロロカーボン衛生協会	公益社団法人有機合成化学協会
研削砥石工業会	合成ゴム工業会
建設業労働災害防止協会	合成樹脂工業協会
建設廃棄物協同組合	高発泡ポリエチレン工業会
建設労務安全研究会	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
公益財団法人油空圧機器技術振興財団	コンクリート用化学混和剤協会
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団	酢ビ・ポバール工業会
公益財団法人工作機械技術振興財団	写真感光材料工業会
公益財団法人産業医学振興財団	触媒工業協会
公益財団法人日本小型貫流ボイラ協会	触媒資源化協会
公益社団法人インテリア産業協会	ステンレス協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	石油化学工業協会
公益社団法人自動車技術会	石油連盟

セラミックファイバー工業会	電気機能材料工業会
全国仮設安全事業協同組合	電気事業連合会
全国ガラス外装クリーニング協会連合会	電線工業経営者連盟
全国機械用刃物研磨工業協同組合	天然ガス鉱業会
全国グラビア協同組合連合会	独立行政法人労働者健康安全機構
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	トラクター懇話会
全国建設業協同組合連合会	奈良県毛皮革協同組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会	ニッケル協会東京事務所
全国自動ドア協会	日本圧力計温度計工業会
全国社会保険労務士会連合会	日本医薬品添加剤協会
全国商工会連合会	日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
全国醸造機器工業組合	日本ABS樹脂工業会
全国製菓機器商工協同組合	日本LPガス協会
全国製菓厨房機器原材料協同組合	日本オートケミカル工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会	日本界面活性剤工業会
全国段ボール工業組合連合会	日本化学繊維協会
全国中小企業団体中央会	日本ガスマーター工業会
全国伝動機工業協同組合	日本ガソリン計量機工業会
全国土壤改良資材協議会	日本家庭用殺虫剤工業会
全国トラックターミナル協会	日本家庭用洗浄剤工業会
全国農業協同組合中央会	日本火薬工業会
全国ミシン商工業協同組合連合会	日本硝子計量器工業協同組合
全国鍍金工業組合連合会	日本ガラスびん協会
全日本印刷工業組合連合会	日本革類卸売事業協同組合
全日本紙製品工業組合	日本機械工具工業会
全日本革靴工業協同組合連合会	日本機械鋸・刃物工業会
全日本光沢化工紙協同組合連合会	日本靴工業会
全日本シール印刷協同組合連合会	日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	日本化粧品工業連合会
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会	日本建築仕上学会
全日本製本工業組合連合会	日本建築仕上材工業会
全日本電気工事業工業組合連合会	日本顕微鏡工業会
全日本爬虫類皮革産業協同組合	日本高圧ガス容器バルブ工業会
全日本プラスチック製品工業連合会	日本光学工業協会
全日本木工機械商業組合	日本光学測定機工業会
ダイヤモンド工業協会	日本鉱業協会
中央労働災害防止協会	日本工業塗装協同組合連合会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟	日本工作機械販売協会
電気硝子工業会	日本合板工業組合連合会

日本香料工業会
日本ゴム履物協会
日本酸化チタン工業会
日本産業洗浄協議会
日本試験機工業会
日本室内装飾事業協同組合連合会
日本自動車輸入組合
日本自動販売機保安整備協会
日本酒造組合中央会
日本商工会議所
日本真空工業会
日本吹出口工業会
日本スチレン工業会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本精密機械工業会
日本精密測定機器工業会
日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本石鹼洗剤工業組合
日本接着剤工業会
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
日本繊維板工業会
日本ソーダ工業会
日本暖房機器工業会
日本チーン工業会
日本チーンストア協会
一般社団法人日本鋳鍛鋼会
日本陶磁器工業協同組合連合会
日本内航海運組合総連合会
日本内燃機関連合会
日本難燃剤協会
日本パーマネントウェーブ液工業組合
日本バーミキュライト工業会
日本歯磨工業会
日本ビニル工業会
日本肥料アンモニア協会
日本フォーム印刷工業連合会
日本フォームスチレン工業組合
日本弗素樹脂工業会
日本部品供給装置工業会
日本プラスチック機械工業会
日本プラスチック工業連盟
日本フルオロカーボン協会
日本ヘアカラー工業会
日本PETフィルム工業会
日本ボイラー・圧力容器工業組合
日本防疫殺虫剤協会
日本紡績協会
日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本無機薬品協会
日本メンテナンス工業会
日本木材防腐工業組合
日本有機過酸化物工業会
日本輸入化粧品協会
日本窯業外装材協会
日本溶剤リサイクル工業会
日本羊毛産業協会
日本浴用剤工業会
農薬工業会
発泡スチロール協会
光触媒工業会
普通鋼電炉工業会
米国医療機器・IVD 工業会
ポリカーボネート樹脂技術研究会
モノレール工業協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
硫酸協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
ロックウール工業会

基安化発 0403 第4号
平成 29 年 4 月 3 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契印省略)

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について

建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」といいます。）において、一定の石綿建材が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとしています。平成 26 年には同規則を改正し、対象建材を拡大したほか、関係指針を公示するなど、厚生労働省では、こうした措置を適切かつ有効に実施するため周知啓発を行ってきました。

今般、別添のとおり関係団体に対して、建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止の実施について改めて周知徹底を依頼するとともに、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル [2.10 版] の周知を依頼しました。

個々の建築物等でこうした措置が適切に講じられるためには、関連分野における専門家による協力等が重要であることから、貴会におかれましても特段の御配意をお願いいたします。

※ 「別添」は本通知の別添2

別記

1 石綿調査関係等

一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会
一般財団法人 日本環境衛生センター
一般社団法人 J A T I 協会

2 建築関係等

一般財団法人 日本建築センター
一般財団法人 建材試験センター
一般財団法人 建設業振興基金
公益社団法人 日本建築家協会
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益財団法人 建築技術教育普及センター
特定非営利活動法人 建築技術支援協会
一般財団法人 全国建設研修センター